

大阪府健康づくり支援プラットフォーム 整備等事業に係る企画提案公募要領

大阪府（以下「府」という。）では、健康づくり支援プラットフォーム整備等事業（以下「本事業」という。）を実施します。本事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 公募事項

(1) 業務名

大阪府健康づくり支援プラットフォーム構築・運用業務

(2) 業務目的

府民の健康づくりに対する意識の向上と実践を促す。

(3) 業務内容

別添「大阪府健康づくり支援プラットフォーム構築・運用業務委託仕様書」のとおり。

(4) 委託料上限額 金 2,080,000,000 円（ポイント原資、消費税及び地方消費税額を含む）

（年度ごとの上限額）	平成 30 年度（2018 年度）	287,330,000 円
	平成 31 年度（2019 年度）	543,410,000 円
	平成 32 年度（2020 年度）	566,160,000 円
	平成 33 年度（2021 年度）	683,100,000 円

なお、この価格は、契約締結に係る上限額（ポイント原資、消費税及び地方消費税額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定します。

(5) 契約（履行）期間

契約締結の日から平成 34 年（2022 年）3 月 31 日まで

2 スケジュール 募集開始から契約締結、事業実施に至るまでの予定は以下のとおりです。

スケジュール	内 容
平成 30 年（2018 年）6 月 4 日（月）	仕様書・要領の公開（HP の公開）
平成 30 年（2018 年）6 月 14 日（木）	説明会
平成 30 年（2018 年）6 月 4 日（月）～6 月 25 日（月）	質問受付期間
平成 30 年（2018 年）6 月 26 日（火）～7 月 10 日（火）	質問回答期間
平成 30 年（2018 年）7 月 17 日（火）～7 月 20 日（金）	企画提案書受付期間
平成 30 年（2018 年）8 月 1 日（水）頃	第一次選考（書類審査）
平成 30 年（2018 年）8 月 7 日（火）	第二次選考（プレゼンテーション）
平成 30 年（2018 年）8 月 10 日（金）	審査結果の通知等
平成 30 年（2018 年）8 月 20 日（月）	委託契約（見込み）
平成 31 年（2019 年）1 月 4 日（金）～5 月 31 日（金）	モデル実施（府内 3 市町村）
平成 31 年（2019 年）10 月 1 日（火）～	本格実施（全域実施）

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）です。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。ただし、(9)については、共同企業体で参加する者にあつては、システム構築・運用を行う者、事務局運営を行う者及びコールセンター業務を行う者の他、大阪府個人情報保護条例（平成8年3月29日大阪府条例第2号）第2条第1号及び第3号に規定する情報を扱う者が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14

年法律第 101 号) 第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。) を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(9) 公的な認定機関により認定された認証機関により、ISO/IEC27001(2013)若しくは JISQ27001(2014)に適合するとして認証された者(本業務を実施する事業所が認証された者に限る。)、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。

4 応募の手続

応募に係る手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要書類を受付期間内に提出してください。

なお、1 事業者(1 共同企業体)、1 提案です。

(1) 公募要領等の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成 30 年(2018 年) 6 月 4 日(月) から平成 30 年(2018 年) 6 月 11 日(月) まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 4 時まで)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府健康医療部国民健康保険課総務企画グループ

住所 : 大阪府大阪市中央区大手前 3 丁目 2-1 2 別館 2 階

電話番号 : 06-6941-0351 (代表)

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、健康医療部国民健康保険課ホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/platform/bosyu.html>) からダウンロードできます。
(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

平成 30 年(2018 年) 7 月 17 日(火) から平成 30 年(2018 年) 7 月 20 日(金) まで
(午前 10 時から午後 4 時まで)

オ 提出方法

応募書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

応募書類は以下のとおりです。なお、作成にあたっては、仕様書を参照してください。

ア	応募申込書	【様式第 1】	正本 1 部
イ	企画提案書	【様式第 2】	正本 1 部 副本 10 部
ウ	応募金額提案書	【様式第 3】	正本 1 部 副本 10 部
エ	事業実績申告書	【様式第 4】	正本各 1 部 副本各 10 部
オ	個人情報管理体制	【様式第 5】	正本 1 部 副本 10 部
カ	業務実施体制	【様式第 6】	正本 1 部 副本 10 部

キ	業務工程表 【様式自由】	正本1部 副本10部
ク	必須項目チェック表 【様式第7】	正本1部 副本10部
ケ	共同企業体で参加の場合 ①共同企業体届出書 【様式第8】 ②共同企業体協定書（写し） 【様式第9】 ③委任状 【様式第10】 ※構成員が支店等の場合のみ ④使用印鑑届 【様式第11-1】 ※代表構成員が代表取締役の場合 【様式第11-2】 ※代表構成員が受任者の場合 ⑤誓約書（個人情報関係） 【様式第12】 ※該当する構成員がある場合のみ	正本1部
コ	誓約書（参加資格関係） 【様式第13】	正本1部
サ	定款又は寄付行為の写し ※原本証明すること。	各1部
シ	①会社概要書 ②法人登記簿謄本 ・法人の場合に提出してください。 ・発行日から3ヶ月以内のもの ③本籍地の市区町村が発行する身分証明書 ・個人の場合に提出してください。 ・発行日から3ヶ月以内のもの ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの ④法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明 ・個人の場合に提出してください。 ・発行日から3ヶ月以内のもの ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明	該当のものを、それぞれ各1部
ス	納税証明書（未納がないことの証明、発行日から3ヶ月以内） ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書 ・大阪府内に事業所がないものは、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。 ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	各1部
セ	財務諸表の写し（最近3ヶ年のもの） ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ④勘定科目内訳書	各1部
ソ	税務申告書の写し（最近3ヶ年のもの） ①確定申告書（法人の場合は確定申告書の別表1と4）	各1部

タ	障害者雇用状況報告書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が50人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し（平成29年6月1日時点の状況） ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。） ・報告義務のある方のみ提出してください。 	該当のものを、それぞれ各1部
---	--	----------------

・ア、エ、ケ、コについては、全ての書類の正本には、代表者印を押印すること。

(3) 企画提案にあたっての考え方

「大阪府健康づくり支援プラットフォーム構築・運用業務委託仕様書」P3「本事業のイメージ」に示す事業イメージをご理解の上、自由提案ください。

仕様書要件を満たし、本事業への目標参加者数30万人を早期に達成でき、大勢の参加者が楽しみながら利用・継続できる仕組みで、かつ低コストで運営可能であるなど、本府の事業イメージを超える斬新で独創的な企画提案を求めます。

なお、仕様書は、本府が概算費用を算出するために使用した参加者数、利用機器及び調達数量、スケジュール、業務内容等を示したものです。提案に伴う利用機器や調達数量等の変更も可能とします。

(4) 提出された応募書類等の取扱い

ア 府が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

ウ 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、大阪府情報公開条例（平成11年10月29日大阪府条例第39号）に基づく開示請求等関連規定に基づき、公開することがあります。（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除きます。）

エ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、府が必要と認める場合には、府は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいいます）できるものとします。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) 共同企業体を構成して参加する場合

共同企業体を構成して参加する場合は、代表となる者を定めてください。なお、当該共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となり、又は単独で参加することはできません。また、構成員のいずれかが上記「3公募参加資格」の条件を満たさない場合は、参加することができません。

(7) その他

ア 応募書類は、順に書類を整え、ホチキス止めせずにA4タテ方向左側に2穴パンチしチューブファイル等で綴じてください。また、A3サイズ用の紙を使用する場合は、横折込みとしてください。

イ 応募書類は可能な限りカラーとしてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。正本にあたる応募書類は電子媒体（CD-R等）でも1部提出をお願いします（ワード、エクセル、PDFなどWindows PCで扱いやすい形式とし、CD-R盤面にタイトルと事業者名（共同企業体で参加する者にあつては共同企業体名）を表示してください。）。

エ 表紙及び背表紙にはタイトルと事業者名を記入してください。

<記入例>

(タイトル) 「大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業に係る提案書」

(事業者名) ●●●●

オ 書類提出後の差し替えは認めません。(府が補正等を求める場合を除く。)

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

平成30年(2018年)6月14日(木)午後2時から5時まで

(2) 開催場所：大阪府庁本館5階「議会特別会議室(大)」

住所：大阪府大阪市中央区大手前2丁目1-22 5階

(3) 申込方法

事業者名及び説明会出席者名(2名以内)を記載し、下記申込先まで電子メールにてお申込みください。申込後、当課からの受信確認メールが届かない場合は、電話にて申し出てください。

(申込先) 大阪府健康医療部国民健康保険課(kokuho@sbox.pref.osaka.lg.jp)

(メール件名) 【事業者名】大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業説明会

※申込会場の都合により、出席者数を制限させていただく場合がありますのでご了承ください。

(4) 説明会への申込期限

平成30年(2018年)6月11日(月)午後4時必着

6 質問の受付

(1) 受付期間

平成30年(2018年)6月4日(月)から平成30年(2018年)6月25日(月)午後4時まで

(2) 提出方法

電子メール(kokuho@sbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。

なお、件名は必ず「【質問】大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業」としてください。

ア 着信した旨をメールで返信します。ただし、2日以内に返信がない場合は電話にて着信の確認をお願いします。

イ 質問への回答はホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/platform/bosyu.html>)に掲載し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による以下の審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。(※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5)参照のこと。)

ア 第一次審査(書類審査)

① 参加資格の確認及び提出された応募書類に基づく書類審査を実施します。書類審査では、「4応募の(2)応募書類 必須項目チェック表」の審査を行います。

② 審査の結果は参加者全員に対して電子メールにて通知します。

日程：平成30年(2018年)8月1日(水)頃

イ 第二次審査(プレゼンテーション)

企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、説明を行ってください。第二次審査の詳細については、後日、第一次審査通過者に対して通知します。

プレゼンテーション審査ではプロジェクター、ノートパソコン等の機材を使用できます。会場にプロジェクター（接続端子はHDMI）を設置いたしますので、ノートパソコン等については持参してください。なお、機材の使用を希望される場合は事前に申し出てください。

日程：平成30年（2018年）8月7日（火）

- ウ 審査基準審査に当たっては企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、（2）「審査基準」のとおり総合的に評価します。
- エ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、200点満点中120点以下の場合は採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- オ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
1 効果的な健康づくりの推進に関する工夫があるか	①参加者が健康づくりを実践する上で効果的と考えられる取組内容やポイント対象項目となっているか。 ②提案によって得られる効果は合理的で実現可能性はあるか。 ③市町村等の独自ポイント機能を追加する場合の本システムのカスタマイズについて、効果的・効率的な方法となっているか。 ④市町村等の独自ポイント機能を追加する場合の本システムのカスタマイズについて、効果的・効率的な実施を妨げない範囲で、合理的なコストの低減方策をとっているか。	20
2 専用アプリ・専用WEBサイトを活用した健康づくりを実現する工夫があるか	①府民がいつでもどこでも楽しく気軽に参加できるアプリとなっているか。 ②参加者が継続して利用したいと思えるようなアプリとなっているか。 ③他の既存アプリとの連携が出来るようにアプリに拡張性を持たせる方法・仕組みとなっているか。 ④参加者用ポータル(マイページ)の機能が充実しており、文字が大きく操作性が高いなど、参加者が利用しやすいユーザインタフェースとなっているか。 ⑤同時に大量のアクセスがあった場合にも通信速度が低下しない工夫があるなど、参加者が不便を感じることはない方法・仕組みとなっているか。	20
3 目標参加者数(府民分30万人、うち国保分15万人)を集める工夫があるか	①申し込みについて、簡単な手続きでわかりやすい方法・仕組みとなっているか。 ②ポイント対象項目については、とりわけ40歳から65歳の働く世代の参加意欲を掻き立てる基準(目標)となっているか。 ③項目をクリアした参加者でも、さらに継続して参加したいと思えるような、方法・仕組みとなっているか。 ④車イス利用者など、歩行困難な方等も楽しんで参加できる方法・仕組みとなっているか。 ⑤企画協力企業・施設等との連携による協賛品への交換など、参加意欲を高める方法・仕組みとなっているか。 ⑥歩数計について、参加者に対し低価格で提供できるか。 ⑦リーダーについて、設置個所が多くあるなど、参加者が不便を感じることなく歩数データをアップロードできるよう、リーダーを府内に必要数設置できるか。 ⑧市町村の国保事業と連携した取組みについて、効果的な提案がなされているか。	22
4 プロモーションに工夫があるか	①既成の行政のプロモーションイメージにとらわれず、自由な発想で、若者や働く世代の関心を高め、参加者の主体的な行動変容を促す、事業期間を通したコミュニケーションデザインの提案がなされているか。 ②とりわけ、40歳から65歳までの働く世代へ効果的にPRし、参加者を拡大させる取組みについても提案がなされているか。	30
5 特典の内容、及び確保・提供に工夫があるか	①内容は効果的・効率的か。 ②単価は適切か。 ③確保する体制は十分か。 ④提供頻度(抽選回数)は適切か。 ⑤提供する方法は効果的・効率的か。	14
6 トータルコストの圧縮に工夫があるか	①本事業の効果的・効率的な実施を妨げない範囲で、合理的なコストの低減方策をとっているか。	8
7 府・市町村等の事務負担が過大ではないか	①本事業を行うにあたり、府や市町村等の事務が過大にならない方法・仕組みとなっているか。	8
8 事業の継続のための工夫があるか	①複数年にわたり、事業が継続出来る方法・仕組みとなっているか。 ②契約期間後も事業を行う場合に、円滑に実施できる方法・仕組みとなっているか。 ③契約期間後も事業を行う場合に、コストが過大にならない方法・仕組みとなっているか。	12
9 情報管理体制が適切か	①本事業における情報管理について、安全性の高い方法・仕組み及び体制となっているか。 ②受託者(再委託事業者及び共同企業体として参加する者)にあっては、構成員も含むが適切な情報管理体制を構築できるか。	10
10 その他の評価	①本事業を実施するにあたり、府や市町村等との関係者と円滑に連携できる取組みとなっているか。 ②SLAの項目、内容、サービスレベルのモニタリング実施方法、及びサービスレベル基準値を満たすことができなかった場合の対応方法について、本事業を実施するにあたり必要と考えられる水準となっているか。 ③本事業の実施中又は実施後に本事業で得られた個人データを活用し、新たな保健事業等に活かせる仕組みがあるか。 ④応募者が障がい者の法定雇用率を達成しているか。共同企業体の場合は構成員全員が達成していること。なお、報告義務が無い場合は達成しているとみなす。	22
11 総合評価	①1～10以外でも、事業者の経験やノウハウを生かした取り組みにより効率的・効果的に事業運営ができるなど、本事業を成功に導く可能性が高いと認められるか。 ②本事業を実施することで、若者から働く世代を中心に、広く健康づくりに対する意識の向上と実践を促し、健康寿命の延伸を図るとともに、医療費の適正化を実現できるか。	14
12 価格点	■価格点の算定式 満点(20点)×提案者のうち最低価格/自社の提案価格	20
合計点		200

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を国民健康保険課ホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/platform/bosyu.html>) において公表します。応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
※企画点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

日程：平成30年（2018年）8月10日（金）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 無効事由

次のいずれかに該当する申込をした場合は無効とします。

ア 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部の文字の判読が困難又は文意が不明であるもの。

エ その他不適切と判断されるもの。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(3) 契約金額の支払いについては、概算払いとします。

(4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例（平成22年11月4日大阪府条例第58号）第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、府は契約を締結しないものとします。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、

次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならないものとします。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額によります。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額によります。

ウ 銀行又は府が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は、小切手金額によります。

エ 銀行又は府が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額によります。

オ 銀行又は府が確実に認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額によります。

カ 銀行又は府が確実に認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額によります。

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を府に寄託しなければなりません。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 企画提案公募の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案公募を実施することができないと認められる場合は、企画提案公募を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において当該企画提案公募に要した費用を府に請求することはできません。

10 その他

応募提案にあたっては、以下に留意のうえ、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、大阪府公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は府に帰属するものとし、また、府は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとします。

(3) 収集データ

本業務で収集した個人情報を含むデータは府が保有するものとします。

(4) 目標参加数未達の場合の費用

本業務について、当初想定した目標参加者数に達しない場合に発生する費用については、府は責任を負いません。

(5) 利用料

府が認める場合を除き、事業者が参加者から本業務への参加及びWEBシステム利用に係る金銭の徴収をすることはできません。

(6) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、大阪府個人情報保護条例等関係法令を遵守しなければなりません。また、契約書の別記「個人情報取扱特記事項」についても同様です。

担当部局（問い合わせ先）

大阪府健康医療部国民健康保険課

所在地：540-8570 大阪府大阪市中央区大手前3丁目2-12別館2階

電話：06-6941-0351（内線 2403）

FAX：06-6944-6684

E-mail：kokuho@sbox.pref.osaka.lg.jp